

# 「高知市犯罪被害者等支援条例（案）」について ご意見をお寄せください（パブリック・コメント）

## ■募集の趣旨

犯罪被害は、誰にでも起こりえることであり、予期せず犯罪に巻き込まれた被害者やその家族、遺族は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、多くの場合、心身の不調や、周囲の配慮に欠ける言動等による精神的な苦痛、経済的な損失など、様々な困難に直面します。このような状況を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益を保護するため、平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が制定され、犯罪被害者等のための施策に関して、国、地方公共団体及び国民の責務等が定められました。

こうしたことから、犯罪被害者等への支援に関する市の姿勢を公に示すとともに、犯罪被害者等基本法における本市の責務を果たすため、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害からの回復又は被害の軽減と犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として「高知市犯罪被害者等支援条例（案）」を作成しました。

つきましては、高知市市民意見提出（パブリック・コメント）制度に基づき、広く市民の皆さまからのご意見を募集いたします。

## ■提出期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月5日（木）まで

## ■提出方法

郵送・ファクス・電子メールまたは直接持参のいずれかの方法でお願いします。

口頭及び電話では受付できません。

提出方法	場 所	あて先
郵送	〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号	
ファクス	088-823-7858	高知市
電子メール	kc-102200@city.kochi.lg.jp	市民協働部
直接持ち込み	くらし・交通安全課 高知市鷹匠町二丁目1番43号(たかじょう庁舎2階)	くらし・交通安全課

## ■書式について

住所、氏名、電話番号を明記の上、日本語で記載してください。書式は特に定めていませんが、様式例は添付のとおりです。

## ■資料の閲覧・配布について

令和8年2月5日（木）まで、くらし・交通安全課、情報公開・市民相談センター、各地域の窓口センター、各ふれあいセンター、うち男女共同参画センター「ソーレ」にて配布します。なお、高知市ホームページのトップページ「パブリックコメント」からもご覧いただくことができます。

### ■配布する資料について

- 高知市犯罪被害者等支援条例（案）概要
- 高知市犯罪被害者等支援条例（案）全文
- 意見書様式例

### ■お寄せいただいたご意見について

お寄せいただいたご意見につきましては、取りまとめて公表します（氏名等は公表しません）。それらに対する市の考え方や修正を行った場合は修正内容について、後日、高知市ホームページでお知らせします。ただし、個々のご意見には直接回答いたしませんので、ご了承ください。